

第 10 回 農 業 委 員 会 議 事 録

- 1 開催日時 令和元年10月25日 午後3時00分から4時15分
- 2 開催場所 音更町役場 特別会議室
- 3 出席者

委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	松 川 博	出席	11	白 川 勝	出席
2	伊 藤 雅 明	出席	12	平 尾 秀 元	出席
3	小 原 悟	出席	13	大 場 隆 明	出席
4	土 田 純 雄	出席	14	西 川 彰	出席
5	貞 廣 涉	出席	15	鈴 木 賢	出席
6	石 王 雅 士	出席	16	大 西 忠 義	出席
7	林 雅 浩	出席	17	石 川 清 光	出席
8	茂古沼 美 則	出席	18	高 野 春 夫	出席
9	田 守 文 夫	出席	19	木野村 英 明	欠席
10	大 熊 秀 之	出席			

事務局

職 名	氏 名
事 務 局 長	福 井 明 宏
農 地 振 興 係 長	木 谷 康 臣
農 地 振 興 係 主 任	小 川 健 太 郎
農 地 振 興 係 主 事	笹 原 貴 彦

- 4 議事録署名委員
 - 1番 松川 博 委員
 - 2番 伊藤 雅明 委員

5 付議した議案等

報告第1号 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんの結果報告について

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知に係る確認について

議案第2号 農地法第3条の規定による賃借権等設定の許可申請について

議案第3号 土地の現況証明願について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第5号 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんについて

6 議事

(開会 午後3時00分)

- 議 長 ただ今から、令和元年第10回音更町農業委員会総会を開催いたします。
 ただ今の出席委員は18名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立して
 おります。
 議事録署名委員につきましては、1番 松川委員、2番 伊藤委員を指名いたしま
 す。よろしく願いいたします。
 報告第1号「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんの結果報告に
 ついて」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。
- 係 長 (報告第1号第1項から第9項朗読、説明)
- 議 長 説明が終わりました。みなさんからご意見等ございませんか。
- 委 員 (全員なし)
- 議 長 なければ、報告第1号を終了いたします。
 次に、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」の件を議
 題といたします。事務局からの説明を求めます。
- 係 長 (報告第2号第1項から第6項朗読、説明)
- 議 長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。
- 委 員 (全員なし)
- 議 長 なければ、報告第2号を終了いたします。
 次に、議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通知に係る確認について」
 の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。
- 事務局長 (議案第1号第1項朗読、説明)
 本件につきましては、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされております
 ので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。
 なお、第1項につきましては、後ほど議案第2号において農地法第3条の規定によ
 る賃借権等設定の許可申請がございます。以上です。
- 議 長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。
- 委 員 (全員なし)
- 議 長 議案第1号第1項の件について、要件を満たしているということによろしいですか。
- 委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第1号第1項については、要件を満たしていることを確認いたしました。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による賃借権等設定の許可申請について」の第1項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第2号第1項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の1ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま
す。以上です。

議 長 議案第2号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。
松川委員から、調査報告をお願いいたします。

1 番 10月8日に貸主であるお父様とお話をしてまいりました。今回、年金受給という
ことで借主である息子さんに経営移譲することのございます。親子間の使用貸借
で契約ということで何ら問題はないと思われま
す。以上です。

議 長 松川委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませ
んか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第2号第1項について、申請のとおり許可することに決定してよろしい
ですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第2号第1項について、申請のとおり許可することに決
定いたします。

続きまして、議案第2号第2項の件を議題といたします。事務局から説明を求めま
す。

事務局長 (議案第2号第2項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の1ページの「農地法第3条調査
書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま
す。以上です。

議 長 議案第2号第2項の案件につきましては、現地調査が行われています。
松川委員から、調査報告をお願いいたします。

1 番 この案件も先ほどの第1項に引き続きということなのですが、お父様が契約されて
いた土地ですけれども、今回、息子さんに移譲ということで改めて息子さんの名義で
契約を結びなおすという案件でございます。何ら問題はないと思われま
す。以上です。

議 長 松川委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませ
んか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第2号第2項について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第2号第2項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第3号「土地の現況証明願について」の第1項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第3号第1項朗読、説明)

なお、願出地につきましては、「調査書」の2ページから3ページのとおりであります。利用状況は、宅地となっております。以上です。

議 長 議案第3号第1項の案件につきましては、私のほうで、現地調査を行っていますので調査報告をいたします。

こちらの現況証明願ですけれども、土地の所有者はかなりの高齢でございまして、後継者がいないものですから娘さんに宅地を贈与したいということでございます。

現地を見に行きましたところ、農地の方は人に貸しておりまして、そこときちんと区切るために宅地への願出となっております。農地として何年も使われていないところでございますので申請どおり許可を願いたいというところでございます。

ただ今、現地調査報告をいたしました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第3号第1項について、願出のとおり証明することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第3号第1項は、願出のとおり証明することに決定をいたします。

続いて、議案第3号第2項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第3号第2項朗読、説明)

なお、願出地につきましては、「調査書」の4ページから5ページのとおりであります。利用状況は宅地となっております。以上です。

議 長 議案第3号第2項の案件につきましては、現地調査が行われています。

西川委員から調査報告をお願いいたします。

14番 10月5日に土地の所有者のお父様にお話しを伺ってまいりました。お父様は農地の贈与を息子さんへ考えておりまして、その前に宅地部分を整理しておこうということで、今回の宅地申請ということでございます。申請部分は必要最低限の面積での申請と確認してまいりました。以上です。

議 長 西川委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第3号第2項について、願出のとおり証明することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第3号第2項は、願出のとおり証明することに決定をいたします。

続いて、議案第3号第3項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第3号第3項朗読、説明)

なお、願出地につきましては、「調査書」の6ページから8ページのとおりであります。利用状況はそれぞれ申請地目のとおりとなっております。以上です。

議長 議案第3号第3項の案件につきましては、現地調査が行われています。貞廣委員から調査報告をお願いいたします。

5番 10月21日に現地へ行っております。土地の所有者とはお話しできておりませんので今後どのように利用するかは伺えてございませんが、現状、申請されている4筆の内1筆は池沼、現地を見る限り、水がはっているかまではわかりませんが、湿気地のスペースとなっており、2筆は宿泊施設が建っておりまして、砂利等で整地されており駐車スペースとなっておりますので宅地ということで実際に建物が建っておりますので申請のとおりであると思われまます。残りの1筆については木々が数本立っております、夏場は草を刈られたりきれいな状況になっていたりもするのですが、使われているかどうかはわからない雑種地というところで、現地を見る限りは申請された地目に問題はないかと思われまます。以上です。

議長 貞廣委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 いかがでしょうか。こちらは面積が広いですし、この辺は今まで何度か願出が出ている地域ですよ。

5番 私は以前のことは知らないです。

16番 今回の願出地の北側は以前、願出が出ており私が当時、担当いたしました。

5番 しばらく農地としては使われておらず、北側のスペースで馬を放しているようなのですけれども、そこの行き来で車両が通った跡は見受けられる程度で、農地として使えるかという復元するには大変な作業となると思われまます。この状態で十数年経っておりますが、ほどほどに荒れない程度に整備はしているようなのですけれども。

議長 大西委員はいかがですか。

16番 以前、この一部にソーラーを建てたいという申請があって、その時は一度却下されている記憶はあるのですが、その後今回願出地の北側の土地は非農地であると判断したという経緯がございます。

5番 最近、私の担当地区でこういった案件が多いのですが、今回、雑種地の申請を出された土地の北側、以前、非農地であると判断した土地の方角でいうと南東の隅に小さなソーラーがあり、その後はしばらく手をつけていないようなのですけれども、そういうことも見受けられるので慎重に審議をしたいところなのですけれども。

議長 前は非農地であると認められなかった土地ですよ。何とか放牧地か何かに利用していただくようにお話ししたはずですよ。5年くらい前でしょうか。

16番 実際には、借り手がなかなかいない場所でありまして、以前借りていた方も拒否するほどの土地で、土地所有者が自分で耕すだけの能力はないと思いますし、だからと言って他に借り手もなかなか見つからないというような状況で、その後今回の案件の北側の部分に関しましては非農地であると判断したという形となっております。馬を放していると言っても何頭もいるわけではございませんし、実際にはこれだけの面積は必要ないだろうなというようには思っておりました。

議長 みなさんどうでしょうか。どなたか率先して農地として利用していくということが可能なのか。今、木はたくさん生えていますよね。

5番 木は立っています。北側の雑種地の方はないのですけれども。なかなか人の目にもつかない場所です。

議長 今回、現況証明願ということで、これを農地から外すという形でもよろしいかどうか。思案するところなのですけれども、いかがでしょうか。農地部会長はどうでしょうか。

2番 今、過去の経緯も伺いましたけれども、その後も現状のままということでございますので、止む無しかないようには思いますけれども。全く農地として利用できないのではないかなど。

5番 逆に、牧草ということであれば、前回、通った北側の土地の方が可能といえば可能なかなと思います。

議長 北側の土地は、平成29年に申請が通っておりますが、こちらの方が畑になる確率が高かったような気がします。大場委員はいかがでしょう。

13番 これは、当時、私が農地部会長だったときの案件なのですけれども、当初、ソーラーを建てるということで申請があった土地なのですけれども、ポニーを飼って観光農園をするというようなことで、木で覆って馬が放し飼いになっているような状況だったのですけれども、今回出て来た南側の土地は随分大きな面積が出てきたなと思いますが、どうでしょうね。

議長 どうでしょうか。今回、この総会でよろしいですよということであれば、外します

し、再度、来月までに調査し直すかのどちらかだと思えるのですけれども、ここで、図面上だけ見て貞廣委員だけにお任せして申請を通すということになって良いのかどうかというような案件ではないかなと思われまます。

17番 本人に理由ですとか何か聞取りをする必要があるのではないかなと思われまます。

13番 何かに利用したいということではなく漠然と雑種地に落としたいということであれば、それはどうだろうと思いまます。

議長 今回、ここで決定するのではなく、調査委員会を設置して再度調査して次の総会に向けるということによろしいでしょうか。

委員 (全員異議なし)

議長 調査委員につきましては、私の方から指名させていただきます。3名ぐらいでよろしいでしょうか。貞廣委員、伊藤委員、大西委員にお願いしたいと思いまます。

3人で再度、現地調査をしていただいて、土地所有者から聞取りをしていただくということによろしいですか。

では、議案第3号第3項の案件につきましては、今回は承認しないということで、来月までに調査してきて総会にあげていただきたいというように思いまますので、よろしくお願いいたしまます。

次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を議題といたしまます。事務局からの説明を求めまます。

係長 議案第4号第1項から第9項につきましては、先ほど、報告第1号であっせんの結果として報告させていただいておりますので、ここでの説明は省略をさせていただきます。つきまましては、第10項から説明をさせていただきます。

(議案第4号第10項から第19項朗読、説明)

以上の議案第4号第1項から第19項までにつきましては、別添「調査書」の9ページから15ページのとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしていると考えまます。以上です。

議長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第4号第1項から第19項について、議案のとおり決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第4号第1項から第19項について、決定いたしまます。

次に、議案第5号「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんについて」の件を議題といたしまます。事務局からの説明を求めまます。

事務局長 (議案第5号第1項から第8項朗読、説明)

議長 説明が終わりました。

本日、午後2時より、農地調整部会が開催されており、議案第5号のあっせんの適格者の選定が行われております。伊藤部会長から報告をお願いいたします。

2番 あっせん適格者の報告をさせていただきます。

第1項、開進地区のAさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていました鈴蘭地区のBさん（50歳）、門前地区のCさん（43歳）の2名を選定いたしました。

第2項、南大和地区のDさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていました南大和地区のEさん（40歳）を選定いたしました。

第3項、緑街地区のFさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていました更生地区のGさん（51歳）を選定いたしました。

第4項、更生地区のHさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていました更生地区のGさん（51歳）、更生地区のIさん（50歳）の2名を選定いたしました。

第5項、元昭和地区のJさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていました元昭和地区のKさん（45歳）、元昭和地区のLさん（33歳）の2名を選定いたしました。

第6項、あやめ地区のMさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていました高倉地区のNさんの後継者であります高倉地区のOさん（34歳）を選定いたしました。

第7項、北柏地区のPさんからの売買の申出につきましては、適格者といたしまして、北柏地区のQさん（56歳）を選定いたしました。

第8項、北柏地区のRさんからの売買の申出につきましては、適格者といたしまして、北柏地区のQさん（56歳）、北柏地区のSさん（54歳）の2名を選定いたしました。以上です。

議長 ただ今、伊藤部会長からあっせんの適格者の報告がございました。適格者につきまして、みなさんからご意見等ございませんか。

委員 （全員なし）

議長 議案第5号第1項から第8項について、報告のとおり決定してよろしいですか。

委員 （全員異議なし）

議長 ご異議なしと認め、議案第5号第1項から第8項について、報告のとおり決定いたします。

続いて、事務局からあっせん委員の報告をいたします。

事務局長 （あっせん委員の発表）

議長 ただ今、あっせん委員の発表がありました。あっせん委員のみなさんには、よろしくをお願いいたします。なお、あっせん委員会の日程につきましては、この総会終了後に事務局からご案内をいたします。

以上で議案は全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和元年第10回音更町農業委員会総会を閉会させていただきます。

(閉会 午後4時15分)

以上、会議の顛末を録し議事録とする。

令和元年10月25日

議長 大熊 秀之